

税金はきちんと納めましょう

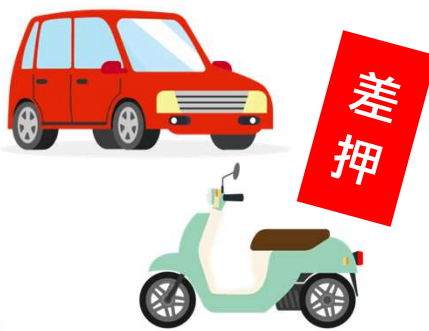
個人住民税 滞納整理強化月間

令和8年 9月1日～10月31日

預貯金・給与



自動車・オートバイ



不動産



納付期限を過ぎると、財産の差押など滞納処分を行います。

個人住民税の
納め忘れは
ありませんか？



税金はきちんと
納めましょう！

STOP!
滞納

個人住民税は宮崎県と都城市の重要な財源です。

宮崎県と都城市は、 連携して個人住民税の徴収を強化します！

納期限までに納付できない場合は、各市町村の担当課まで御相談ください。

担当課 都城市 納税管理課

TEL 0986-23-2126



宮崎県 ・ 都城市